

札幌市市街化調整区域における工場・物流施設立地認定要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(認定基準)</p> <p>第6条 対象施設として認定する基準は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 既存施設が立地する敷地の過半が都市計画法第8条に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域いずれかに属している場合は、第5条の認定の日から5年間、当該施設の敷地において原則として工場又は物流施設以外の施設を運営しないこと、又は運営させないこと。</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>(10) 建築物その他の工作物が、札幌飛行場（丘珠空港）の滑走路を最大500mまで延伸した場合（以下、本号において「延伸した場合」という）における別図2の範囲に含まれる場合は、建築物その他の工作物の高さが、延伸した場合における次の表面を超えないこと。なお、ア～ウの投影面が一致する部分においては、最も低い表面を超えないこと。</p> <p>ア 航空法第2条第8項で定める進入表面</p> <p>イ 同条第9項で定める水平表面</p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(認定基準)</p> <p>第6条 対象施設として認定する基準は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 既存施設が立地する敷地の過半が都市計画法 <u>(昭和43年法律第100号)</u> 第8条に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域いずれかに属している場合は、第5条の認定の日から5年間、当該施設の敷地において原則として工場又は物流施設以外の施設を運営しないこと、又は運営させないこと。</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>(10) 建築物その他の工作物が、札幌飛行場（丘珠空港）の滑走路を最大500mまで延伸した場合（以下、本号において「延伸した場合」という）における別図2の範囲に含まれる場合は、建築物その他の工作物の高さが、延伸した場合における次の表面を超えないこと。なお、ア～ウの投影面が一致する部分においては、最も低い表面を超えないこと。</p> <p>ア 航空法 <u>(昭和27年法律第231号)</u> 第2条第8項で定める進入表面</p> <p>イ 同条第9項で定める水平表面</p>	<p></p> <p>法令番号追加</p> <p>法令番号追加</p>

ウ 同条第10項で定める転移表面

(11) ~ (28) 省略

第7条 省略

(申請内容の変更)

第8条 第5条の認定を受けた者は、第4条の認定申請書及び事業計画の内容に変更があった場合は、ただちに市長と協議し、認定変更申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて提出するものとする。ただし、建築物に係る変更を伴わない軽微な変更をしようとする場合を除く。

2 市長は、前項の認定変更申請書を受理したときは、これを審査し、変更内容が第6条に規定する認定基準に適合すると判断した場合には変更を承認して対象施設として認定し、変更承認通知書(第6号様式)により前項の申請者に通知するものとする。

(承継の措置)

第9条 合併、譲渡その他の理由により、第5条の認定を受けた者の対象施設の設置に関する権原を承継した者は、承継後速やかに、承継承認申請書(第7号様式)に必要な書類を添えて提出するものとする。

2 市長は、前項の承継承認申請書を受理したときは、これを審査し、承継を承認することが適当と認める場合には、承継承認通知書(第8号様式)により前項の申請者に通知するものと

ウ 同条第10項で定める転移表面

(11) ~ (28) 省略

第7条 省略

(申請内容の変更)

第8条 第5条の認定を受けた者は、第4条の認定申請書及び事業計画の内容に変更があった場合は、ただちに市長と協議し、認定変更申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて提出するものとする。ただし、建築物に係る変更を伴わない軽微な変更をしようとする場合を除く。

2 市長は、前項の認定変更申請書を受理したときは、これを審査し、変更内容が第6条に規定する認定基準に適合すると判断した場合には変更を承認して対象施設として認定し、変更認定通知書(第6号様式)により前項の申請者に通知するものとする。

(承継の措置)

第9条 合併、譲渡その他の理由により、第5条の認定を受けた者の対象施設の設置に関する権原を承継した者は、承継後速やかに、承継認定申請書(第7号様式)に必要な書類を添えて提出するものとする。

2 市長は、前項の承継認定申請書を受理したときは、これを審査し、承継を認定することが適当と認める場合には、承継認定通知書(第8号様式)により前項の申請者に通知するものと

修正

修正

する。

第10条～第11条 省略

附 則 省略

附 則 省略

第1号様式 省略

第2号様式 札幌市工場・物流施設認定通知書
令和 年 月 日付で申請のありました施設の設置事業計画の変更について承認し、札幌市市街化調整区域における工場・物流施設認定要綱第2条第4号に定める対象施設として認定いたします。

1～2 省略

3 留意事項

(2) 次のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すとともに、当該施設を除却して頂きます。

ア 申請内容の変更により工場・物流対象施設が要綱第6条各号に規定する要件を欠くに至ったとき。

イ 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが発覚したとき。

ものとする。

第10条～第11条 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則

1 この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

第1号様式 (省略)

第2号様式 札幌市工場・物流施設認定通知書
令和 年 月 日付で申請のありました施設の設置事業計画の変更について承認し、札幌市市街化調整区域における工場・物流施設立地認定要綱(以下、「要綱」という。)第2条第4号に定める対象施設として認定いたします。

1～2 省略

3 留意事項

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消します。

ア 申請内容の変更により、対象施設が要綱第6条第1号、第5号から第8号及び第10号に規定する要件を欠くに至ったとき。

イ 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが発覚したとき。

本文修正

記書き修正

<p>ウ その他要綱の規定に違反したとき。</p> <p>第3号様式 事業計画書</p> <p>第3号様式の2 (省略)</p> <p>第4号様式 説明結果報告書</p> <p>第5号様式 認定変更申請書 札幌市市街化調整区域における工場・物流施設認定要綱第5条に基づき認定を受けた施設の事業計画について、変更の認定を申請します。 1～4 省略</p> <p>第6号様式 変更承認通知書 令和 年 月 日付で申請のありました施設の設置事業計画の変更について承認し、札幌市市街化調整区域における工場・物流施設認定要綱第2条第4号に定める対象施設として認定いたします。 1～3 省略 4 留意事項 (2) 次のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すとともに、当該施設を除却して頂きます。</p>	<p>ウ 要綱の規定に違反し、<u>市長が必要な措置を講ずるよう求めても、なお是正がみられないとき。</u></p> <p>第3号様式 事業計画書 <u>「除排雪への対応」、「車両の出入口の設置及び配慮」及び「道路の保全」のチェック欄を追加</u></p> <p>第3号様式の2 (省略)</p> <p>第4号様式 説明結果報告書 <u>上部の記名、日付欄を削除</u></p> <p>第5号様式 認定変更申請書 札幌市市街化調整区域における工場・物流施設立地認定要綱第5条に基づき認定を受けた施設の事業計画について、変更の認定を申請します。 1～4 省略</p> <p>第6号様式 変更認定通知書 令和 年 月 日付で申請のありました施設の設置事業計画の変更について承認し、札幌市市街化調整区域における工場・物流施設立地認定要綱（以下、「要綱」という。）第2条第4号に定める対象施設として認定いたします。 1～3 省略 4 留意事項 (2) 次のいずれかに該当する場合は、当該認定を<u>取り消します。</u></p>	<p>記載欄追加</p> <p>削除</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p>
--	--	--

ア 申請内容の変更により工場・物流対象施設が要綱第6条各号に規定する要件を欠くに至ったとき。

イ 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが発覚したとき。

ウ その他要綱の規定に違反したとき。

第7号様式 承継承認申請書

札幌市市街化調整区域における工場・物流施設認定要綱第5条に基づき認定を受けた施設の設置に関する権原を承継したので、承継の認定を申請します。

1～5 省略

第8号様式 承継承認通知書

令和 年 月 日付で承継の申請がありました施設の事業計画について、札幌市市街化調整区域における工場・物流施設認定要綱第9条第2項の規定により、承継を認定しましたので通知します。

1～3 省略

4 留意事項

(2) 次のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すとともに、当該施設を除却して頂きます。

ア 申請内容の変更により工場・物流対象施設が要綱第6条各号に規定する要件を欠くに至ったとき。

ア 申請内容の変更により、対象施設が要綱第6条第1号、第5号から第8号及び第10号に規定する要件を欠くに至ったとき。

イ 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが発覚したとき。

ウ 要綱の規定に違反し、市長が必要な措置を講ずるよう求めても、なお是正がみられないとき。

第7号様式 承継認定申請書

札幌市市街化調整区域における工場・物流施設立地認定要綱第5条に基づき認定を受けた施設の設置に関する権原を承継したので、承継の認定を申請します。

1～5 省略

第8号様式 承継認定通知書

令和 年 月 日付で承継の申請がありました施設の事業計画について、札幌市市街化調整区域における工場・物流施設立地認定要綱（以下、「要綱」という。）第9条第2項の規定により、承継を認定しましたので通知します。

1～3 省略

4 留意事項

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消します。

ア 申請内容の変更により、対象施設が要綱第6条第1号、第5号から第8号及び第10号に規定する要件を欠くに至ったとき。

修正

修正

修正

修正

修正

- イ 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが発覚したとき。
- ウ 其他要綱の規定に違反したとき。

第9号様式 申請取下げ申出書

令和 年 月 日付で札幌市市街化調整区域における工場・物流施設認定要綱第4条に基づき申請した対象施設の認定を、都合により取り下げます。

1～3 省略

第10号様式 認定取消通知書

令和 年 月 日付で認定しました貴社の施設の事業計画について、札幌市市街化調整区域における工場・物流施設認定要綱第11条の規定により、下記のとおり取り消すことを決定しましたので通知します。

1～3 省略

- イ 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが発覚したとき。

- ウ 要綱の規定に違反し、市長が必要な措置を講ずるよう求めても、なお是正がみられないとき。

第9号様式 申請取下げ申出書

令和 年 月 日付で札幌市市街化調整区域における工場・物流施設立地認定要綱第4条に基づき申請した対象施設の認定を、都合により取り下げます。

1～3 省略

第10号様式 認定取消通知書

令和 年 月 日付で認定しました貴社の施設の事業計画について、札幌市市街化調整区域における工場・物流施設立地認定要綱第11条の規定により、下記のとおり取り消すことを決定しましたので通知します。

1～3 省略

修正

修正